

(7) 加盟団体分担金規程

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）定款第38条で定める加盟団体の分担金について定める。

第2条 加盟団体の毎年度の分担金の額は、別表のとおりとする。

2 分担金の額の決定については、理事会の決議をもって行う。

第3条 分担金の50パーセント以下を法人会計に充てるものとする。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成29年3月11日一部改訂、平成29年4月1日より施行する。

別表

単位・円

団体	金額	団体	金額	団体	金額
北海道	130,000	石川県	45,000	徳島県	40,000
青森県	60,000	福井県	35,000	愛媛県	52,500
岩手県	52,500	静岡県	90,000	高知県	40,000
宮城県	65,000	愛知県	140,000	福岡県	110,000
秋田県	52,500	三重県	60,000	佐賀県	40,000
山形県	50,000	岐阜県	62,500	長崎県	60,000
福島県	65,000	滋賀県	40,000	熊本県	60,000
茨城県	67,500	京都府	100,000	大分県	50,000
栃木県	60,000	大阪府	182,500	宮崎県	45,000
群馬県	60,000	兵庫県	125,000	鹿児島県	62,500
埼玉県	95,000	奈良県	40,000	沖縄県	32,500
千葉県	87,500	和歌山県	45,000	日学連	120,000
東京都	260,000	鳥取県	32,500	高体連	120,000
神奈川県	137,500	島根県	35,000	教職員	120,000
山梨県	35,000	岡山県	62,500	日本リーグ	300,000
新潟県	70,000	広島県	80,000	知的障がい者	125,000
長野県	65,000	山口県	60,000	肢体不自由者	125,000
富山県	45,000	香川県	40,000	ろうあ者	50,000